

14. 5-171

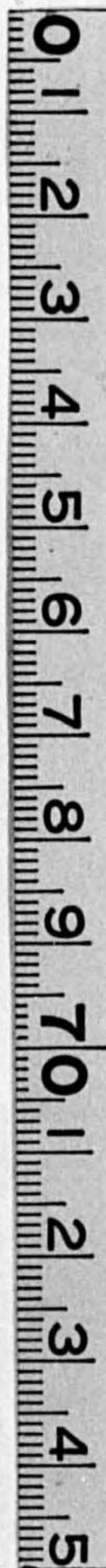


1200501211391

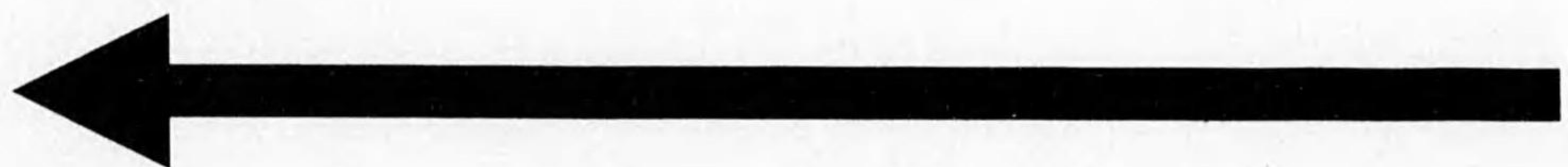
支那官憲の在滿鮮人壓迫  
問題

—滿鐵調査資料第113編—

国立国会図書館



始



271958

秘

支那官憲の在滿鮮人壓迫問題

滿鐵調査資料第百十三編

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課

145  
171



80W08980

# 支那官憲の在滿鮮人壓迫問題

## 目次

一、緒言	一
二、壓迫原因の變遷と壓迫手段の最近の傾向	二
三、鮮人壓迫の實例	六
一、居住を制限し退去を命ぜしもの	六
二、土地家屋の貸借買買を嚴禁せるもの	一〇
三、支那官民の貪婪による無暴なる徵稅其の他	一二
四、歸化に關するもの	一七
五、國權回收による學校閉鎖命令	二〇
六、戸口調査に籍口するもの	二三

七、其の他の手段……………二四

四、鮮人壓迫の法令と密令……………三〇

一、朝人の不法行為に籍口するもの……………三〇

二、歸化に關するもの……………三三

三、土地の耕作及び賣買抵當等に關するもの……………三九

四、其の他各種の法令……………五二

(終り)

### 凡例

一、本稿は、昭和三年四月以降本年九月までに於ける支那官憲の在滿鮮人壓迫問題に關する事象を蒐録したものである。

一、稿中、或は奉天と云ひ、或は遼寧と云ふ。又省長公署と云ひ、省政府と云ふ。之等はその改稱せられし時期より改め用ゐるたまで、道尹公署―何々交渉署、縣公署―縣政府、警察所―公安局等皆同様である。

一、年號は多くは我が國のものを用ゐた。

一、編者は船橋半三郎。

昭和四年十月 日

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課

# 支那官憲の在滿鮮人壓迫問題

## 一、緒言

支那官憲の在滿鮮人壓迫問題は、昭和二年九・十月頃よりその鋒鏖を現はし、十一・十二の兩月に至り、殆んど其の極に達したが、翌三年に入りて稍々下火となり、聊か壓迫の手も緩んだかの觀があつた。然るに其の後に於いても、支那官憲は依然之を繼續し、張作霖氏の奉天城外に爆死し、南北の抗争は止み、國民黨の勢力北漸するや、諸種の利權回收運動は起り、從つて各種の形式によりて在滿鮮人を壓迫するに至つた。殊に奉天政團が昭和三年末遽かに易幟改組して以來、國權回收熱は彌が上にも熾烈となり、吉敦線の開通並びに敦會線の工事着手に絡む風聞、扱ては間島、吉林、奥地に於ける日本人の土地買収説等に、益々此の氣を煽り、國民黨一流の反帝國主義を高唱し、帝國主義日本は、鮮人を前驅として支那は國土を侵略せんとするものなりと誣る、日本の侵略を防ぎ、國土の保全を圖る爲めと稱し、又復猛烈なる鮮人壓迫を敢行するに至つた。

然しながら最近に於ける支那官憲の鮮人壓迫方法は、先年のそれに比すれば、暴行的より理論的となり、不合理なる條理を合理的なるかの如く曲説し、其の不合理極まる條理を基に法令を規定し、暴力を用ふる、一つに法令に據つて鮮人を驅逐排斥せんとする傾向となつた。これ其の國際的煩瑣を避け、日本と事を構ふるを怖れ、又一面自

圖の非行を世界に曝露するを恐るゝが爲めである。

支那官憲の在滿鮮人壓迫問題に就いては、昭和三年三月、本社社長室人事課の編纂にかゝる『在滿鮮人壓迫事情』及び本社庶務部調査課發行の調査時報第八卷第二號所載『支那官憲の在滿鮮人壓迫問題に關する原因と之が對策並びに反動運動に就いての考察』等の著述があるから、詳細なる事は之等に譲り、本稿は昭和三年四月より同四年九月までの支那官憲が在滿鮮人を壓迫せし事例と、之に關し支那官憲が發せし法令密令等を列舉し、以て其の如何に執拗に我が白衣同胞を驅逐壓迫するかを觀んとするものである。

## 二、壓迫原因の變遷と壓迫手段の最近の傾向

支那官憲が在滿鮮人を極度に壓迫したる昭和二年末に於ける手段方法と、最近に於けるそれとの間は、非常に異なる趣きがある。従つて其の原因にも變化があり、此の原因の變遷は苟くも在滿鮮人問題を云爲する者の輕視する能はざる問題である。

當初支那官憲の在滿鮮人を壓迫せる原因は、三矢協定の影響、我が滿蒙積極政策に對する誤解、支那側の北滿移民計畫の影響、地方官民の貪婪、勞農の鮮民を使喚することを恐れし事等であつた。殊に鮮人の壓迫を始めた頃は、對日辯明に最も都合よき三矢協定を種に、不逞鮮人の在否調査に籍口して強制的に鮮人の家宅を搜索し、諸種の壓迫を加へ、又三矢協定を曲解して、日本は在滿鮮人の治外法權を自ら放棄し、其の取締りは全く支那官憲に一任し

たものとなし、或は韓人種稻辦法等を設けて、鮮人の農業經營を壓迫し、或は學校書堂の閉鎖を命じ、中國教育廳令に依る支那式教育を強る、猶續いては歸化を強要し、易服改俗を嚴命する等のこともあつたのである。然るに鮮人の壓迫に恐れ、壓迫毎に日本官憲の抗議に會ふや、三矢協定の曲解を唯一の楯として鮮農を壓迫するが如き姑息的の處置は罷め、積極的に且露骨に之を行ふに至り、豫め日本の抗議に對する策謀を廻らして外交的煩瑣を避けんと企つるに至つた。

斯かる折から張作霖氏は死し、三省は擧げて新思潮に迎合せんとし、東省政團の主腦者の多くは三民主義下に其の地位の安全を圖らんとするに及び、國權回復熱に遽かに昂まり、排日の風は各地に起り、益々在滿鮮人を驅逐壓迫するに至つた。されば近時に於ける支那官憲の鮮人を壓迫する原因は、國權恢復熱の勃興と鮮人を日本の侵害政策の先驅と見做す見解並びに支那官民の貪婪等であり、其の當初の如き複雑なる原因を認め得られないこととなつた。

以上三因中、支那官民の貪婪に因由することは、其の傳統的精神によるもので、民國十七年八月發令の『修正奉天省居住鮮人私墾土地賣買質抵當清查及び本領土地處分規定』及び同十八年三月遼寧省農礦廳發令の『鮮農制限に關する訓令』等がそれで、如實に其の貪婪を語つて居る。即ち彼等は水田の有利なるを知ると共に、數年乃至數十年間の鮮農が苦心經營の結晶なる水田を如何にして捲き上げんかと考へ、案を策して鮮人驅逐の方法に出でたものである。而して奉天省政府は、民國十八年二月中旬『鮮人に對する借地回收令』を發し、『今や南北統一國を擧げて

排日排貨を斷行しつゝある際、本政府は南京政府の指令に依り、今後各縣下に於ける鮮農耕作の水田は悉く回收する豫定なり」とさへ明記して居る。次に我が國の滿蒙對策を目して積極的侵略政策なりとなし、在滿鮮人を以て我が國侵略の先鋒たりと認る、之を敵視し、之を虐遇し、驅逐壓迫に及らざるなきは、従前よりも一層甚だしく、民國十八年四月十九日發令の『遼寧省政府の移住鮮人取締訓令』に極言せる所の如き、實に言語同斷の沙汰と謂ふべきである。又國權恢復を理由とするものは、之を例擧するに遑なき程で、奉吉兩省が連發的に發せる法令、密令の大部分は之が現はれとも謂ふべきものである。

然らば其の手段方法の變遷は如何。嘗ては事毎に暴力を加へ、家屋を毀ち、氷雪を炕内に投入し、飢寒に泣く鮮農を氷雪の曠野に曝らす等の蠻行を敢てしたものであるが、漸次斯くの如き暴行は改まり、密令、法令等による壓迫となり、遂には直接鮮人を驅逐壓迫せずして、官憲は自國民を拘禁し、鮮人に土地家屋等を貸與せりとの理由の下に之を嚴罰すべしと威嚇し、自國民をして鮮人の土地家屋を奪ひ、永年住み慣れし土地を退去せしむるが如き陰險なる手段を採るに至つた。『遼陽縣大安平に於ける鮮農壓迫事件』等は其の實例である。又歸化に就いての壓迫に於ても、當初は只歸化を命令し、鮮人の歸化によりて地方官憲は相當の利益を得つゝあつたが、最近に於いては歸化によりて金錢を食ると云ふよりは、未歸化者が歸化者の名義を籍りて土地家屋を貸借賣買するを防ぐことに努力するやうになり、之が手段としては戸口調査其他歸化鮮人の土地所有權移動證明を停止までして、未歸化鮮人及び新來鮮人を壓迫せんとするに至つた。今此の手段方法を類別すると。

- 一、居住を制限し退去を命ずるもの。
  - 二、土地家屋の貸借賣買を嚴禁するもの。
  - 三、支那官民の食禁による無暴なる徵稅其他。
  - 四、歸化に關するもの。
  - 五、國權回收による學校閉鎖命令。
  - 六、戸口調査に籍口するもの。
  - 七、其他
- 等となり、其の法令、密令も亦之を形式上類別すれば、
- 一、鮮人の不法行爲に籍口するもの。
  - 二、歸化に關するもの。
  - 三、土地の耕作及び賣買抵當等に關するもの。
  - 四、其他

となる。別項に例擧せる法令及び實例は、此の類別によつて掲げることゝした。



### 三、鮮人壓迫の實例

#### 一、居住を制限し退去を命ぜしもの

本溪縣下の鮮農壓迫(昭和三年四月) 本溪縣下第四區保長何某は、保甲員八名を帶同し、四月六日、同縣田什夫溝(本溪湖東方九十支里)に來り、同地居住の鮮農に對し、至急立退くべしと迫つた、鮮農中の金春京等は、從來已に許可を得て居住し居る者に對し、退去を迫るは不都合ならずやと反問したが、何保長は金等を毆打し、侮辱の限りを盡し、本命令は上司よりの令には非らざるも、即時退去すべく、之に違反する者は、各戸現大洋三十元を提供すべしと言渡して立去つた。

右の訴へに接した本溪湖警察署長は、直ちに藤田警部補を知事公署に派し、嚴重交渉せしめた處、知事は何等の鮮人排斥につき何等訓令せしことなく、且つ第四區保長に何姓なるものなきを以て、或は官憲の名を籍り、不良の徒が鮮農より金品を強奪する手段として徘徊せるものならんと思はれると答へ、尙今後嚴重取締るべき旨を約した。遼陽縣下の鮮農壓迫(同年四月) 遼陽縣大安平と橋頭との中間孤家子に四年前より居住し居る鮮人張復漢は、同地支那人李某より土地二十天地を借り受け、住宅は他の支那人より借受け、一家族九人にて水田經營をなすつゝ支那人とも平穩に生活して居たが、四月二十三日、突然支那官憲より數名の巡警を派し、地主及び家主を引致し、大安平警甲所に拘禁し、官憲の許可なく外人に土地を貸與せるものとして罪に處すべく申渡した。茲に彼等の家族村民

等は大に驚き、其の釋放方を嘆願せるに、該朝鮮人を右等釋放の日より三日以内に退去せしむるか、又は中國に歸化せしむべしとの條件で、一時地主及び家主を釋放した、仍で地主家主は張復漢に對し、三日以内に退去するか歸化すべしと迫つたので、張は遼陽領事館に保護方を願ひ出た。

領事館にては直ちに遼陽縣公署に其の事由を訊し交渉せしに、縣公署にては直ちに該命令取消方を電話にて命令すべしと答へ、無事解決した。

柳下縣の鮮人驅逐(同年十一月) 柳河縣仙人溝の鮮人部落では、不逞鮮人團の暴虐に對抗すべく養生契を組織したが、之が爲め事件の發生を恐れた同縣知事は、十一月初旬、俄かに縣下に居住する鮮農を驅逐すべく、支那人地主及び家主に對し、嚴重なる布告を發して、鮮人との土地家屋の契約破棄を命じ、右の旨を奉天當局に申請した。

營口縣官憲の鮮人立退命令(同年十二月十七日) 營口より約五里東方田庄臺附近土實には、鮮農十一戸五十餘名居住し、水田耕作に従事して居るが、十二月十七日午後五時頃、同地警察區官より十八日中に立退くべしと命ぜられた。此の突然の命令を受けたる鮮農は直に旨を營口領事館に訴へ、領事館よりは片桐書記生を縣知事公署に派し、斐知事に對し抗議した處、知事は何等之に關知せず、又命令を發した事なし、即ち該區官に取消命令を發すべしと答へたので、片桐書記生は之を諒として引取つた。

因に該區官が右立退命令を發したのは、十七日營口縣警甲所長が其の管内各警察區に對し、無許可にて鮮人と小作契約をなし、又彼等に家屋を貸與する者は處罰せらるべしと訓令したのに因ると。

吉長道尹の管内巡視と日鮮人居住制限に関する報告(昭和四年一月) 吉長道尹孫其昌は一月中旬より管内各縣下を巡視し、其の情形を吉林省長公署に報告したるが、同省長公署は之を指令第三三六二號を以て吉林公報に發表した。該報告書中日本人及び朝鮮人の居住制限に関するものを摘録するに左の如くである。

一、日本人の居住制限に関するもの

(前略) 日本人のモルヒネ密賣者防制に就いて考察するに、德惠縣の辦法は頗る妥當なり。惟ふに該縣境内居住日本人は五十餘名にして、特別區域を除く外縣知事をして速かに逐次制限を加へ、以て減少を期する爲め其制限手續及退去並に居住者の數を毎月表を作成して報告せしめ、又農安縣内の日本人は僅かに片山正一、片山四郎の二戸にして夫婦居住せるが其家屋の前契約が満期に達せば速かに退出すべく命令したるが尙再び道尹公署より急速に辦理すべき様督促し以て隱患を除去せしむ。

二、朝鮮人の居住制限に関するもの

磐石縣に於ける韓僑の集會結社は最も事端を發生し易き處あるを以て、地方官は責任を以て所屬警團に密令を發して、隨時偵査せしめ嚴重に取締りつゝあり、現在居住者に對しては省令を遵照して入籍を命じ、新來者に對しては一律に其の入籍を拒絶し、決して滞在を許さず、尙己入籍者に對しても嚴密に査察を加へ、治安を維持し而て隱患を除去せしむ。

樺甸縣に於ける韓僑制限辦法は頗る妥當にして未入籍鮮人に對しては、前回本道尹公署通令に依り、期限を附し

て歸化を命じて處理し、その他詳細なる規則は別に命令を俟つて實行せしむ。

舒蘭縣境内に在りては其の韓僑に對し、省令を遵照して指導し、期限を附して入籍せしむると共に一面警團に密令を發して新來者に對しては務めて婉曲に拒絶し以て隱患を除去せしむ。

右報告に對し省長代理馬德恩は、四月六日附指令第三三六二號を以て吉長道尹宛、其の通り實施を進行すべき様命令した。

營口縣の鮮人驅逐(同年三月) 營口の東北約五里の地點にある馬家堡居住の鮮人五十九名は、突然支那官憲より立退きを命ぜられ、三月十一日、營口に引揚げ來り、領事館に事情を訴へた。領事館に於ては事情を取調ぶる一方支那側に對し嚴重なる抗議を提出した。

在哈鮮人驅逐(同年三月) 哈爾濱傳家甸公安局巡警は、三月二十七日、同地居住鮮人に對し、各戸を歴訪し、五日以内に立退くべしと命じ、之に應ぜざれば強制的に立退かしむる旨を嚴達した。この立退き命令を受けた約八百の鮮人は、突然のことに非常に恐慌を來たし、二十八日朝鮮人民會を通じて日本領事館に交渉方を願出たが、一部鮮人は既に傳家甸より哈爾濱埠頭區に立退き、何れも住宅難に困惑して居る。右鮮人迫害事件につき日本警察當局は、

『支那側は日本外務省警視末松氏の定期巡視を以て、日本警察は北滿各地二十八ヶ所に任意警察員を派遣するものと誤解し、之を以て日本の北滿侵略の魔手愈々露骨となれとなし、其の對抗策として支那家主をして、日本人に

家屋を貸與せざること、鮮人の居住を制限することを決定したもので、吉林省當局より奉天經由密令を下したものである』

と言つて居る。

遼山縣の鮮農放逐(同年六月) 遼山縣後光山子に於て農業に従事せる七戸十三名の鮮人に對し、支那官憲は從來屢々立退を強要して居たが、六月二十四日、巡警七名突如同部落を襲ひ、即時立退を命じ、鮮農家族全部を家財と共に馬車に乗せ、同地より一里半餘の地點に放逐した。右鮮人は此の旨遼陽領事に訴へ出たので、同館では直ちに同縣知事に對し嚴重なる抗議をした。

然るに遼陽公安局長は之に對し、『鮮農の放逐は事實無根である。由來同地には鮮農の水田と支那人の農耕地との境界に付いて争ひがあり、之が解決上雙方の關係者を招致取調べたもので、それを鮮農側が誇大に申出たものであらう』云々と取り合はず。鮮農は行くに所なく、悲嘆に暮れて居る。

尙遼中縣積賢村にも鮮農三戸十四人あり、五六年前より水田を經營し、現在三十晌の畝の外に畑地三十晌を耕作し居れるに、六月二十日、支那巡警は彼等が居住證明を所持せざるを理由とし、即時立退きを強要した。訴へにより遼陽警察で調べると彼等鮮人は居住證明を所持せるも、該證明は東邊道に於てのみ有効のものなりと解釋して立退きを迫り居るものなることが判明した。

## 二、土地家屋の貸借買を嚴禁するもの

鮮農の水田を沒收せんとす(昭和四年三月) 張學良氏夫人の實兄鮑育麟は張氏と姻戚關係にある立場を利用し、最近遼寧省下に一大水田を經營せんと計劃し、鮮農の水田にして支那地主との間に如何なる契約あるも、之を再び貸與せざるやう地主を威嚇し、或は張學良氏に懇請して管下警察に命令せしめ、機會を作つて鮮農の水田沒收に努め、以て之等水田をも包含する大規模の水田計劃を爲さんとしつゝあり。之が爲め鮮農間には一大恐慌を來たして居ると。

右に就き張學良氏はさる命令を下せしことなしと明言して居るが、從來の知名支那人の遺口に徴し、何時如何なる問題を惹起せぬとも限らず、相當警戒を要すと傳へられて居る。

西豐縣の鮮人水田回收(同年四月) 拘鹿附近の鮮人は約三百名で、何れも水田を經營して居るが、昭和二年秋以來、支那官民の鮮人に對する態度一變し、種々の口實を以て鮮人の水田を回收せんとし、益々壓迫の度を加へて居る。之が爲め從來支那人の家屋を借り入れて居た鮮人は、漸次追出され、家屋を建築せんとする鮮人に對しては、敷地を回收せんとするなど、其の壓迫は甚しいものがある。更に同地方では二・三年來水田不作の爲め、地主等は水田事業は不利なりとして、鮮人との水田契約を勝手に取消す始末に、鮮人は孰れも憤慨して居る。斯くて現在では水田の過半は畑となつて居るが、その畑作を支那側に交渉しても應じない。そこで已むなく鮮人は荒蕪地を開墾して粟の栽培をなさんとして居る。然しこれとて支那側が許可するか否かは疑問で同地方の鮮農は支那官民の横暴を怨んで居る。

開原縣官憲の鮮農壓迫(同年四月) 開原縣清河流域に於て、從來水田を耕作して居た鮮農は、本年も同様に耕作し得るものと信じ、代表者數名は例年の通り、地主と土地の借入契約を爲す爲め地主を訪問したが、地主は縣當局から嚴命があつたので、鮮人には一切土地を貸せぬと拒絶せられた。鮮農は水田の外に生活の途がないので、遂に不利を忍んで、中國人の名義を借りて土地借入の契約を爲し、水田の耕作をすることになった。

延吉縣の鮮人壓迫(同年四月) 延吉縣知事孫象乾は、四月中旬、延吉交涉署長張書翰の命に依り、管内各郷長及び農會をして、支那地主の朝鮮人に對する土地賣渡し内容に就き嚴重なる調査を行はしめ、歸化鮮人に對する土地所有權移動證明をも停止したが、之は非歸化鮮人を壓迫する手段である。

寧安縣の土地購入嚴禁(同年七月) 最近二十年間寧安縣に移住せる鮮人は約五千名あり、内六割五分の三千二百五十人は、支那に歸化手續を済まして居り、これ等の歸化鮮人は從來支那人よりの土地購入を許されて居たが、七月二十五日、支那官憲は歸化鮮人の各地主其の他主なる者を縣政府に召喚し、爾今歸化鮮人と雖も支那人よりの土地買入れは無効とする旨を嚴達した。

### 三、支那官民の貪婪による無暴なる徵稅其の他

上達貝溝居住鮮人壓迫再燃(昭和三年四月) 上達貝溝(本溪縣)の耕地約一千二百町歩は、其の權利問題に關し、數年來日支兩官憲の紛争の的となり、奉天に於ける總領事館對交涉署間にも年來數回の折衝を試み、未解決の儘今日に至りたるが、支那官憲は鮮支間に於ける該土地契約は無効のものとし、昨年の如き、日本官憲を無視し、地主

の代理人と稱する支那民に欺かれて提供したる鮮人小作人の小作米包米三十五石を突然支那官憲が強奪せんと企てたるに端を起し、鮮農を監禁し、或は之を強制追放し、終に五日間に亘り、兩官憲相對峙して將に銃火を交へんとまでしたのである。然るに新任白知事は四月二十三日巡警保甲約十五名を同地に派し、小作料を納付せざる理由を以て、鮮人洞長李容植外三名を知縣公署に同行した。此の報に接したる本溪湖警察よりは藤田警部補をして知事に交渉したるに、知事は省長の命なりとて「日本側の主張する同地に於ける鮮支人間の土地永租契約は無効にして、地主が小作人なる鮮農より小作料を徵收することは當然なり。本年の播種期に際せる今日、尙小作料を納入せざる前記のものを同行せしめたるものなり」と述べた。

之に對し藤田警部補は、該土地に對する地上權は、貴國本溪縣知事の登記を経て成立せるものにして、多年日支兩官憲間の交渉懸案問題中のものであることは承知せる處なり。帝國總領事館に於いては、永租契約の無効なりと云ふ貴國の主張を認めたることはない。然るに貴國官憲のみ勝手に無効なりと推斷し處置するに於いては、又々昨年の如き大紛擾を招來すべきに付慎重考慮せられ、先づ至急日支官憲にて土地の權利問題を解決することとし、枝葉に亘る小作料問題の如きは、自ら解決すべきに付同行せし鮮人を釋放すべしと交渉した處、知事は之を諒とし、直ちに鮮人全部を釋放した。

東支沿線に於ける支那地主の鮮人壓迫(同年六月) 東支鐵道二層甸子驛の西部小海溝附近には四十七戸の鮮農居住し、百二十四畝の水田を耕作し、逐年の收穫亦佳良なる爲め、該地方鮮僑等は分に安んじ、衣食均しく缺乏を告

けざる安樂境を成しつゝあり。然るに民國十四年頃支那人舒伊亮は鮮人租借料を哈大洋三十元とし契約締結と共に授受したるにも拘らず、右舒伊亮は一定の職業なく、生活困難なる爲め、第二年度第三年度毎に増租を要求し來れる状態である。之に對し其の窮苦を知れる徐日峯は其の都度稻米一石を送りたるが又復本年五月に至り再び増租を強要して來た。如此貪慾飽くなき彼の行爲に憤慨したる徐日峯は遂に之を却けたるに、舒伊亮は租借契約不履行の僞辯を以て保衛團に訴へ、某甲長は團丁數名と共に徐日峯を歐打せるのみならず、某旅店に押送し、吉林官帖六百吊及び稻米若干を強取したる後、漸く釋放した。如上の狀況を聞知した該地方鮮農は、如此凌辱を加へられたる上は、最早緘黙し難しと代表二名を挙げ、阿城縣公署に訴訟を提起したと。

渾水河に於ける鮮支人の紛争と支那官憲の鮮人壓迫(同年八月八日) 安東の下流約七里の渾水河に於いて支那人所有山林の立木を買収したる朝鮮人が之を伐採中、支那官憲の高壓的阻止に會ひ、遂に八月八日安東警察より我が警官十五名が出動した事件があつた。今其の概要を記さんに、

昭和二年末大房身居住姜韓氏所有山林の立木三千本を安東鮮商東興公司が三千圓にて買収し、之が伐採に着手した處、姜韓氏の甥姜書明は該山林は姜韓氏一人の所有物にあらず、親戚間の共有物なりと主張し、伐木中止方を支那官憲に願ひ出た。然し東興公司是代金を支拂ひ居るを以て依然伐木を繼續して居た所、七月二十日、支那官憲は伐木中の鮮人十二名を一時鳳凰縣警察所に引渡するに至つた。そこで道尹と領事との間に、以來折衝しつゝあつたのであるが、元東興公司是全然鮮人の經營なるも名義人に支那人を使用し居る爲め、支那側は支那人同志の紛争に

日本官憲の容喙すべきものに非ずと主張して居たものである。然るに東興公司是駐在日本警官の保護を得て伐木を繼續し居りしが、八月七日に至り、支那官憲に彌次馬を加へ、益々防害を加へ事態急を告ぐるに至つたので、前記の如く安東より警官を急派したのである。

營口縣官憲の鮮農壓迫(同年十一月十二日) 營口縣董子溝(田莊臺南方約六支里)居住鮮農吳爲基及び同人實弟吳東基の兩名は、同地方に於て約百四十六天地の水田を經營し居るものなるが、本年は平年以上の農作にて粃二千石(支那斛石は我一石五斗五升)内外の收穫を豫想し居り、十一月十二日、吳は新粃約七十石を營口に輸送せんと撥船にて積出さんとせるに、同地稅捐分局員數名は該船に至り、無税にて輸送するは不都合なりと咎めたので、鮮人側は「自分等は日本人であるから豫ねて中國稅法に服すべき義務あるや否やに關し疑問を抱いて居る。然るに數日前貴分局員は吳の家に来り、納税の必要な言を洩したので、無税の儘積出さんとしたものである」と辯明したが、稅吏は之を聞かずして脱稅行爲なりとし、現品を差押へると共に各關係者を悉く稅捐分局に引渡した。

之に對し營口領事館では即時館員を營口稅捐分局に派して抗議したが、前記稅捐分局員は吳等鮮農を稅捐分局には引致せず、營口縣第七區警察所(田莊臺)に連行し、該警察區官は事の真相をも確めず、鮮農に對し脱稅行爲を爲さんとするは不都合千萬なりと叱責し、警吏中吳爲基を知れるものありて之を宥めた所、區官はこゝに語氣を和け、「事實の真相を調査すべし。又我等も營口に出づる時は東安公司(吳等出資の精米所)にも立寄るべく、其の時は我等に幾分の敬意を表すべし」と暗に贈賄を仄めかしたと。一方田莊臺稅捐局長は營口稅捐分局より日本領事館の抗議を

聞き、且つ同分局税吏の不心得が該事件取調べの進行に伴れ曝露するを恐れ、營口税捐局の訓示に従ひ、該鮮農を釋放し押收税をも返還し、同鮮人は日本人なれば輸出に對し納税するに及ばずと申渡したが、吳等は今後の事をも考へ、支那税吏の感情を緩和する意味を以て、幾何かの納税をなすこととし、本件は無事落着した。

皇姑屯驛税捐吏の鮮商壓迫(昭和四年一月) 昭和四年一月中旬奉天西塔大街居位鮮人雜貨商は大皿小皿取混ぜ千九百六十枚價格百六十圓のものを麻袋二百六十七袋に詰め、皇姑屯驛より彰武縣に輸送せんとし、既に同驛に於いて運送料十六圓を支拂ひ歸店せんとせしに、同驛に在りし税捐局員は之を違法なりとして、罰金七十二圓を要求し、若し其の日のうちに罰金を完納せざれば、該品を沒收すべしとて該品及び荷物引換證並びに運賃領收證等を奪取した。此の旨届出により我が警察側より嚴重抗議した結果、十九日に至り罰金十二圓を完納して解決した。

延吉縣知事鮮人耕作の學田を沒收す(同年四月) 四月十七日延吉縣知事は吉林省民政廳長の命により朝鮮人の耕作し居る學田を沒收する旨告示した。理由は山林の荒廢を防止するといふにあるが、突然之を沒收せられては死刑を受くるよりも苦しと學田所有者は一大恐慌を來して居る。

鮮人貸付穀物の回收開始(同年四月) 吉林政府が窮民救恤の爲め間島へ送つた穀物は、四月中續々到來しつゝあるが、支那側が此の種の救済をするのは空前の事で、鮮支人共に其の後事を恐れ居る處、最近延吉縣積穀處は貧民救済の爲めと稱して朝鮮人に貸付けありし穀物の回收を遽かに開始するに至つたので、之を返納する途なき鮮人は支那官憲の苛酷なる措置を怨んで居る。

皇姑屯税捐局員の鮮人監禁(昭和四年五月十九日) 奉天十間房煙草商廣業公司金良鐸は朝鮮人に命じて、十八日午後八時半頃、英米トラストの煙草約三千圓を馬車にて皇姑屯に輸送せしめたが、皇姑屯税捐局員一名、巡警一名は右煙草を抑留すると共に輸送鮮人一名を拉致し去つた。急報に接した我が警察では警官を現場に特派すると同時に税捐局に交渉した所、局員は既に臥床して曖昧なる返答をなすのみであつたが、一方拉致された鮮人は一室に監禁され、種々口實を設けて釋放せんとせず、漸く四時後に至り釋されると共に現品をも返還された。然るに抑留せし煙草の内十二箱約十八圓のものを抜取り居ることが判つたので、引續き嚴重なる交渉を爲すこととなつた。

#### 四、歸化に關するもの

歸化鮮人の土地所有權移動證明停止(昭和四年四月二十二日) 學田沒收の布告に延吉縣下の鮮農は大恐慌を來して居るが、四月二十二日、延吉縣知事孫象乾は更に延吉交涉署長張書翰の密令に依り、管内の各郷長及び農會をして支那地主の朝鮮人に對する土地賣渡し内容に就いて嚴重なる調査を行ひ、歸化鮮人に對する土地所有權移動證明をも停止した。之は非歸化鮮人を壓迫せんとする手段であると云はれて居る。

支那官憲の水稲植付妨害(同年五月) 奉天に程近き太公堡子に於ける東亞勸業公司の鮮農は、五月十日、水稲苗の植付に着手したが、該地方支那官憲は支那人を使嫉し、之が妨害を爲し、鮮人の植付くる稲苗を片端より抜き取る等の暴行をなさしめた、此の報に接した奉天總領事館警察よりは警官七名を翌十一日現場に派遣し、鮮農に保護を加へて苗の植付を爲さしめた。

撫順新屯の鮮人水田埋立事件(同年五月) 撫順炭礦區内新屯北方約百五十天地の水田は、昭和二年以來朝鮮人の手によりて經營せられて居るが、五月八日、支那官憲は省長公署の命なりと稱し、無暴にも右の水田灌漑用水溝を埋没せしめた、そこで撫順警察より警官の派出を請ひ、之を開掘したるに、九日、更に支那官憲は多數の支那人を指揮し、鮮人を追拂ひて該用水溝を埋立て、爲めに半ば播種を了へた百五十八天地の水田は乾田となつた。此の報に接した我が官憲は即時三十餘名の警官を現場に派遣し、飽くまで水溝を保護し、再び斯かる所爲ある時は斷乎たる處置を採るべしと支那官憲に通告した。

此の問題の原因を索ねるに、同所は炭礦買収地に挟まれる小區域の未買収地にして、地主たる支那人は畑地よりも收穫の多き水田を作る事には素より承知の上で、既に正式契約に調印せんとする運びとなつたが、官憲の干涉によりて該契約は覆され、果ては上記の如き暴舉に出でたのである。

もと同水溝は、大正十五年、鮮人等が數萬圓の經費と多大なる勞力とを費して完成したもので、附近一帯の鮮農一百戸五百名の死活の鍵となつて居たものである。されば今此の水溝を埋められては、五百の鮮人は生きながらにして地下に埋めらるゝも同様なりと悲痛な叫びを爲したも無理ならぬ所である。猶同所は右水溝から僅かに百三十米を開掘すれば新屯河に通じ、此の水路を開鑿した暁には、現在の百五十天地の水田は愚か、附近一帯の土地は立派な水田となるので、其の利益は計り知れざるものあるに拘らず、支那官憲がかゝる暴舉に出でたる裏には一二の陰謀家があり、道尹某を動かし、道尹をして省長を説かしめ、省長より縣當局に下命して敢行せしめたもので、支那

官憲は此の策謀に捉はれて大局を忘れ、地主を壓迫して鮮人を驅逐せんとしたものである。陰謀家の野心とは他なし此の天恵の良田を鮮農より奪ひて巨利を貪らんとするにあつた。

撫順鮮農小作地の沒收計畫(同年五月) 五月三十日午後六時頃、撫順萬達屋の鮮農部落に、同村長荀安仁、巡長耽寶深等は、支那村民數百名を煽動し、鮮農を襲撃して暴行を加へ、その小作地を沒收せんと企てた。

元萬達屋坑を去る千米突の地點は、支那人地主修某の所有にして、當初鮮人農民會が慣例口約に依る小作契約に基き、境界線を定めて契約内の地帯に播種中のものであつた。然るに播種直前右地主は小作料水溝修理費水利稅等に極めて不利なる條件を持ち出した。鮮農側は之に對し、當初の契約に依つて耕作に着手せし以上、契約更改期にも非ざる今日、地主側の要求する總てに應じ難しと刎ね付けた。茲に某々地主等は自己の要求の通らぬ上は、鮮農を追ひ出して中國人に右地帯を耕さしめんと計畫し、萬達屋村長に請ひ、契約文書のなきを奇貨とし、同地帯の回收を企て、村長等と結託して部落民を使喚し、集團の暴力を以て同地帯の沒收を計畫したものである。

無論我が官憲からは支那側に右に就き嚴重なる抗議はして居るが、本事件が導火線となり、商租權の不確實、小作契約が從來の慣例に基き單なる口約に止まり文書に依らざることを楯に、右地域外の支那人地主對鮮農間にも波及せんとする傾向あり、我が當局に於いても、之が對策に就いては慎重なる態度を以て、合理的方法を講ぜんとしつゝある。

移住鮮人から人頭稅を強徴(同年八月) 撫順縣政府は八月中旬、縣内移住鮮人に對し「汝等が安堵して業に服し

得るは、吾等官憲が保護するが爲めである、故に吾等の命令には服従せざるべからず」と冒頭し、「移住鮮人は人頭税一人につき大洋三元つゝを直ちに納付すべし、若し之に應ぜざる時は、即時縣外に放逐すべし」と強要し、在住鮮人は官憲の暴行或は徴發を恐れ、詮方なく各々納税したと。

鮮人の支那歸化に関する件(同年五月) 本溪縣臥龍に居住せる鮮人張志權は、豫て支那地主と耕地賃借爭議をして居る者であるが、五月中、下牛心臺第一區警察分所に至り、支那に歸化する手續を哀願したとのことである。張が此の舉に出でたのは、前記爭議以來、支那官憲より壓迫せらるゝこと甚だしく、土地の賃借等も支那人以外には出來難いによるものにして、奥地鮮人中此の舉に出ずる者相當多いと云はれる。

吉林省の歸化制限(四年三月) 間島各縣の支那當局は、公民權の附與を口實として鮮農の歸化入籍を極力懲慝して居たが、三月初旬俄に之を止め、且つ入籍届の受理を中止した。右は逐年増加しつゝある朝鮮人の入國を今の内に制限せざれば、將來自國民の生活を脅威されとの理由から吉林省政府の發せし歸化制限の訓令に因るものである。該訓令の内容は歸化鮮人の資格を三年以上の支那居住者に限るといふ條項の外、數ヶ條よりなる嚴重なるものであると。

##### 五、國權回收による學校閉鎖命令

柳河鮮人學校に閉鎖を嚴命す(昭和四年四月) 東邊道一帶に亘り支那官憲は教育權回收策として盛んに鮮人學校に壓迫を加へつゝあるが、四月中、滿鐵の補助によりて經營し居る柳河の鮮人學校協昌校に對し壓迫の魔手を伸べ

翟省政府首席は同地公安局を通して同校の閉鎖方を嚴命した爲め、同公安局は其の旨を學校に通達する處あつた。

通化縣の鮮人書堂に撤廢を嚴命(同年四月) 通化縣下頭道江に於ても、四月中、鮮人金某が書堂を設け、鮮人兒童の教育に従事して居た處、支那官憲は金某並びに支那人家主劉某を保甲所に招致し、該書堂を撤廢し、通學兒童全部を支那側學校に轉校せしむるやう嚴命し、若し之に違反すれば嚴罰に處する旨を言渡した

柳河の鮮人學校閉鎖を命ぜらる(同年五月) 柳河にある鮮人教育協昌學校は、五月一日、同縣當局より遼寧省政府首席翟文選の命なりとて其の閉鎖を命ぜられた。

南陽縣の鮮人學校閉鎖命令(同年五月) 延吉縣教育局委員會二名は、五月一日、南陽縣春興灣に於て、同地鮮人經營の東明學校長を召喚し、各地方は既に一齊に私立學校を縣立學校に改編する事となつたから、同校にも之を實施する旨を通告した。校長は該校の管理者及び父兄と協議の上、之に反對する旨を回答した所、支那官憲は不法にも該校の門戸を釘付けとし、即時閉鎖を命じた。

八道溝の鮮人學校回收(同年五月) 八道溝分所管内に於ける鮮人經營私立學校吉星學校に對しても、支那官憲は、國民政府は南北統一後教育方針を改め、支那内地鮮人經營私立學校は全部之を廢止し、縣立學校に併合することになつたから、該校をも回收する旨を通告した。

通化縣の鮮人學校撤廢命令(同年五月) 通化縣頭道溝に於て書堂を設け、鮮人兒童の教育に當り居れる鮮人金某並びに右書堂の家主たる支那人劉某の兩名は、同地官憲の爲めに保甲所に引渡され、速かに右書堂を撤廢し、兒童



全部を支那側の學校に轉學せしむべしと嚴命された。

吉林省内の鮮人學校壓迫(同年七月) 七月初旬、汪清縣第六小學校長は、涼泉子鮮人書堂新成小學校に對し、同縣教育局長の命なりとて、此の際鮮人學校は支那側の教育方法に依り、之が授業を監督すべく、速かに三民主義學校用教科書により教授すべしと要求した。之に對し同校では其の要なしと一蹴したるに、支那側は強制的に之を實行せしめんとし、若し應ぜざれば學校を閉鎖すべしと威嚇して居る。

鮮人私立學校は一律に不許可(同年八月) 延吉縣教育局長曹夢九は、吉林省政府教育廳長王華林の訓令により、八月中旬、九ヶ條より成る私立學校案條例を管内各機關に頒布した。右によると今後朝鮮人經營の私立學校は一切許可せぬ方針であり、入籍鮮人の子弟は日本の學校に入學せしめぬとの條件を附し、違ふものは處罰すると云ふて居る。

鮮人私立東明校を閉鎖改組す(同年八月) 支那官憲は、八月中旬、延吉縣依蘭溝下集場私立東明學校を閉鎖し、更に延吉縣政府教育局長張品三は之を完全に縣立に變更し、同校々長として周肅廷を派遣して執務せしむると同時に、同校の債務日貨三百餘圓をも教育局より支給せし上、教育委員李顯青を特派して同校關係者を歴訪せしめ、支那の教育方針を説明すると共に學童父兄等を慰撫せしめた。

延吉縣の學校回收計劃(同年九月) 延吉縣政府教育局長張品三は、九月一日及び同三日、教育會議を召集し、鮮人私立學校の一律閉鎖に關し討議したとのことであるが、討議事項の主なるものは、左の三項であつたと。

- 一、東興中學校を回收して縣立中學校とし、朝鮮人子弟に中國の教育を施す件
- 二、龍井海關村北端の孔子廟を回收して縣立中學校用の校址に充つる件
- 三、各郡に唱導設置せんとする宣講所實現の可否

間諜鮮人學校内容調査(同年九月) 延邊教育督察處長李幼耽は、吉林省政府教育廳長の訓令により、延邊四縣に於ける私立學校の内容調査を爲すこととなり、各縣政府教育局長に其の旨を傳達する一方、九月二十四日より教育局員と共に、延吉縣管内の私立學校の調査に着手したが、右は鮮人學校の強制閉鎖斷行の前提と見られ、鮮農等は子弟教育の將來を優惧して居る。

#### 六、戸口調査に籍口するもの

臨江支那官憲の移住鮮人戸口調査(昭和三年四月) 臨江縣知事は、東邊道尹の命なりとて、警察署長、農會長に移住鮮人の戸口調査を命じ、四月一日より約一箇月の豫定にて施行することに決定したと。

其の調査方法は、各區農會に於いて郷團員三名に巡警二名を附隨せしめ、左記項目を調査することとなつた。

- 一、戸主、男女、年齢、職業
- 二、渡滿年月日
- 三、支那他省より移來したる年月日
- 四、支那語及び漢文又は外國語解釋者の有無

- 五、支那に入籍して五箇年以上のもの又は目下入籍手續中のもの
  - 六、家族の中支那人と結婚の關係あるもの
  - 七、朝鮮より戸籍騰本携帶渡來者
  - 八、安東、奉天、吉林、通化其他日本領事館に於いて取扱中の戸籍關係あるもの
  - 九、子弟を外國に留學又は商業に従事せる者
  - 一〇、在滿鮮人結社に關係あるもの
- 韓僑の言動調査の爲め專任調査委員派遣(同年七月) 吉林省政府は、七月六日、奥地に居住せる鮮人が赤露及び土匪と結び東三省政治の擾亂を企圖して居るとの理由で、外交探訪員陳敬、齊振聲、魯同德、邱任俊の四名を鮮僑言動調査員に任命し、各縣雜居の鮮人の言動及び營業狀態を調査せしむることとした。
- 各擔任區域は次の通りである

吉長道管内	陳敬
濱江道	齊振聲
延吉道	魯同德
依蘭道	邱任俊

七、其の他の手段

支那官憲の鮮農に對する壓迫事實否認證明書徵收に關する報告(昭和三年四月三十日) 支那官憲の鮮農に對する壓迫事實否認證明書徵收の件につき、寬甸縣朝鮮人會支部韓鳳允は、四月三十日附を以て、安東朝鮮人會本部宛左記報告をした。

寬甸縣第五區下漏河及び第四區方面の支那官憲は、同地在住鮮農に對し、『客年一月以降鮮内に歸還せる鮮人は支那官憲及び地主の壓迫に依れるものに非ずして鮮農自ら不作の爲め立退きたるものなり』との證明書を徴し、強制的に捺印せしめつゝある。

吉林省の鮮農壓迫深刻化す(同年十月) 吉林省に於ける支那官憲の鮮人壓迫は、依然として繼續せられつゝあり在住鮮農は何れも困惑して居るが、同省にては更に今回勞農政府と連絡し、共產主義を宣傳する不逞鮮人の取締を口實に、省内に居住する未歸化鮮人を調査して歸化を強制し、應ぜざる者は之を管外に驅逐し、戰禍により省内に移住し來れる山東、河北の移民をして富源開拓に當らしむることとした。然し該移民は水田經營には無智識無能力であり、鮮農の壓迫にはならなかつたので、省當局は第二次歸化手續期間の満了と同時に、未歸化鮮農に對し、或種の壓迫手段に出づる計劃ありと傳へられ、昨冬の壓迫問題以上に深刻化せられるであらうと想像せられた。

支那軍隊の鮮人狙撃(同年十一月) 伊通縣葉赫站(四平街東南六十五支里)に多年居住し、水田を經營し居る朝鮮人劉泰金は、十一月二十七日午後五時、同地駐屯支那軍隊の爲めに足部を狙撃せられ危篤に陥つた。加害の原因は劉方に支那軍隊が食事強要に來りし際、粳米飯を焚いて饗應したのに鮮人は水稻米を常食とし居る筈なるに粳米

飯を供するとは不都合なりと憤怒し、劉を散々殴打した後、長銃を以て狙撃したものであると、同地方一帯には鮮農三百餘人居住し、本年は豊作にして地主も相當の利得あり、一般支那人も鮮人の居住を喜び居る状況なるも、唯支那軍隊が屢々衣食強要の目的を以て來襲するのには困つて居る。

因に本事件は四平街警察署より三浦警部補等現地に出張し、暴行軍隊の隊長と會見し、其の不法を責めた處、隊長は部下の過失なりとて謝罪したので、本件前後の事情及び賠償方法、將來の保證等に就て誓文を取り、被害者は四平街滿鐵病院に入院治療せしめ、改めて長春領事館より支那側に交渉することとなつた。

支那農民鮮農の堤防を破壊す(昭和四年五月) 五月十四日、撫順新屯河鮮人農民組合では、同河に水溝を築造すべく堤防工事中、附近支那部落民約六十名は、手に手に獲物を携へて現場に押寄せ、暴力を以て右堤防を破壊した。急報に接した撫順署からは、即時數名の警官を派遣してその警戒保護に當らしめたが、同地は約三箇年間、何等異状なく平穩に鮮農が耕作し來つたもので、今次突然として此の種の暴行を爲せる裏には、必ずや彼等支那農民を使喚せる者があつたのであらうと見られて居る。

鮮人貸付穀類の回收(同年五月) 吉林省政府は窮民救済の爲め延吉縣に積穀處を設けたが、五月に入るや同官憲は、貧民救済の爲めと稱し、俄かに朝鮮人に貸付けある穀類の回收に取かゝり、嚴重なる返納命令を發した。只さへ水害の爲め疲弊せる鮮民は、此の支那側の苛酷な措置に怨聲を擧げて居る。

支那官憲の鮮人民會武力閉鎖(同年五月) 犯人奪取學校閉鎖その他事毎に横暴を極むる間島支那官憲は、愈々圖

に乗り、豫ねての計劃なる日本警察の撤退を迫るに至るであらうと觀られて居る矢先き、五月中旬、吉林省政府民政廳長は、右に關する重大なる密令を延吉交渉署に發すると同時に、間島各縣政府に對しても、十八箇所にある朝鮮人民會の内、商埠地内にあるものを除く十三箇所の民會を武力を以てしても閉鎖すべしとの密令を發したと傳へられた。愈々之が實現を見るに至らば、日支間に重大なる紛擾を免れまいと重要視されて居る。

支那官民鮮人に暴行(同年五月) 五月二十五日午前七時頃、鮮人善相山が奉天より北陵へ行く途中、京奉線々路附近に於て支那兵の爲め暴行殴打され、瀕死の重傷を負ふた。又同日午後七時半頃、北陵居住の鮮農金總賢、金松龍の兩名は耕作地より歸途、數名の支那人に殴打された。

然るに翌二十六日晝過ぎ、一鮮人が柳條溝東方に於て煙草を行商中、支那憲兵の暴行を受け、同日午後三時頃に奉天城外小北門外に於て、北陵居住の鮮農崔成萬が數名の支那人に殴打されて顔面に負傷した。それから間もなく午後五時過ぎ、吳家荒居住の勸業公司小作人李贊玉は、柳條溝守備隊分遣所東方の奉海線踏切附近に於て、支那人群衆の爲めに棍棒、石等を以て散々殴打され、後頭部に二ヶ所、右大腿部及び膝骨を挫折し、全治半年を要する重傷を負ふて昏倒した。然かも李は懷中せし現金七十七圓を強奪された。急報により奉天警察より警官數名現場に出張し、重傷の李を回生病院に收容したが、我が警官の外柳條溝守備隊分遣所の小山軍曹並びに瀋陽縣公安局長金石安、馬督察長等日支官憲の一行が現場臨檢をなすべく、同所に差しかゝりし折、支那群衆は突如小山軍曹の眉間に投石負傷せしめた。

又廿八日午前九時頃、鮮人煙草行商李鳳楸は、奉天北市場に於て、支那群衆の爲めに暴行殴打せられた。

右の如く連發的に支那官民が鮮人に暴行を加へた件につき、總領事館では一括して支那側に交渉し、個々の事件に就き其の解決を圖ると共に、將來斯かる事件を惹起せしめざるやう、一面我が警察にも命じて鮮人の特別保護を講せしむることとなつた。

巡警抜刀して鮮人を傷く(同年六月) 六月二十二日午前七時半頃、奉天大西崗第一區朝料理店金井館の酌婦徐奎玉が掃除せし汚水を戸外に捨てたるに、交通取締の第四區公安分局興花街分所勤務の巡警張萬良は之を認め、奎玉を捉へて『小日本』『小韓國』等の罵言を浴せかけ、奎玉の取合はずして屋内に入るや、約一時間を経て他の一名の巡警を伴ひて同館に來り、亂暴にも屋内に闖入し奎玉を引致せんとし、女將金點順等の之を阻止せんとするや、兩巡警は抜刀して奎玉、點順等を殴打し、更に張場金仁慶を縛して引致せんとし、家人多數に打撲傷過擦傷等を負はしめた。急報により我が小西崗警官派出所よりは森、中野の兩巡査が駆け付け、巡警の不法を詰りたるに、支那側の通譯兼司法係王澤民は、兩巡査に對し、公安局の命なりとて自働車を用意して本局に出頭すべしと強要した。こゝに兩巡査は旨を本署に通じ、本署よりは伊藤警部出張し、第四區分局に至り、交渉せしも支那側は堅白異同の辯を弄し、現場の共同調査にも應ぜざるを以て、同警部は之を總領事館に報告し、總領事館よりは交渉署に嚴重なる抗議を提出した。

鮮農彈壓の新手段(同年七月) 東北四省在住の鮮農に對する支那側の彈壓は、逐日熾烈を加へ、特に最近國民政

府の彈壓方法は、頗る巧妙辛辣を極め、表面的には從來の壓迫政策を排除するが如く装ひ、實は鮮農をして未墾地を開墾せしめ、熟田と化せしものを取上げて、山東移民に農耕せしむるといふ惡辣手段を講ずるに至つた。國民政府の此の密令を帶して吉林省では、汪清縣轉角樓、三岔口等奥地の未開墾地數千畝を鮮農に貸下ぐることに決し、又同縣凉水泉水奥地より鳳梧洞に亘る未墾地をも貸下け準備中なりと報せられた。

國土賣買の廉て鮮人の家宅を搜索(同年七月) 支那側では最近所謂國土の賣買を嚴禁して之が勵行に努めて居るが、七月初旬、延吉交涉署長張書翰は、延吉縣守信鄉二道溝居住朝鮮人崔昌洛が環春縣境に於ける自己の所有土地を一萬餘圓にて日本人に賣渡したりとの報告を受け、直ちに二道溝駐在の第四區公安局長侯紹航に事實の調査を命じた。侯局長は即日崔昌洛方に赴き、強制的に家宅搜索を爲した上、其の財産程度をも調査して引揚けた。

支那軍人鮮人を斬る(同年九月) 奉天小北邊門外三間房居住鮮人張先盛は、九月十四日朝、妻安氏外一名の婦人と共に莢豆七十斤を携へ、大東門茶行に赴き賣却しての歸途、小北邊門西胡同に於て一名の支那兵より『汝等の國の奴は碌な者はない』と罵られ、張がこれに口答へするや短刀を以て張の左上臍部を突き刺し、妻安氏の左手の甲にも負傷せしめ、何れへか逃亡した。張は傷手を負ひつゝも柳條溝分遣所に至り、應急手當を受けたが、出血止まず遂に昏倒するに至つた。こゝに總領事館派遣の警官は張を友憐病院に擔き込み、一方支那官憲に嚴重なる抗議をなした。

巡警抜刀して鮮人宅で暴行(同年九月) 九月二十二日午後三時、龍井第二區四洞居住三光運送店員鮮人尹基斗方

へ支那巡警三名來り、高聲に罵り騒ぎ、亂暴の限りを盡して居た。我が總領事館の依田、原田の兩巡査は同家に赴き、彼等を制止して暴行の理由を質した處、巡警等は支那服が尹方にあるのを聞込み、盜難品にあらざると取調べに來たのであるが、障子を開けないので暴行したと答へた。然し被害者及び附近の者の話によれば、同家は主人が不在で、妻羅古粉が一人で居るので、豫て羅氏に想ひをかけて居た巡警等は、泥酔して同女を目標に同家に押入り、障子が開かないので、拔刀を以て障子を突き破り、同女を脅かし、隣家より制止に來た鮮人旅館主等を散々殴打したものであると。

#### 四、鮮人壓迫の法令と密令

##### 一、鮮人の不法引爲に籍口するもの

吉林省長の奥地居住日鮮人追放令(昭和三年四月、吉林省密令—全省警察廳—各縣警察所受令)

近年來、日鮮人にして各縣郷區及び城市に居住し、正業を營む者不尠、而して中には他營業に籍口して銃器、モルヒネ、阿片等の禁制品を密賣する者極めて多し。若し嚴重取締り驅逐せざるに於ては、將來地方に貽す害や鮮少なりとせず。依て各縣警團及び警察廳は、今後之等不法日鮮人驅禁の目的を以て徹底的に取締り、若し前掲違法行為ありたるときは、直ちに逮捕究辦し、驅逐することに努むべし。云々

吉林省長公署の密令せる朝鮮人取締辦法(同年四月十七日、吉林省長代理發令—各縣知事接受) 查するに吉林省

は東は朝鮮と毗連し、此の春季耕作の時に當り、朝鮮人の吉林省に移住する者絡繹として絶へず。彼等は農を業とする者素より多しと雖も、不逞の徒が其の中に混入するを免れず。故に若し之を詳細に調査するに非ざれば、在住朝鮮人の情況を知る能はず、又之に制限を加へざれば、不逞の徒の入境を防ぎ、且つ意外の事件發生を免れ難し。爰に於いて各縣知事は、本令文到着の日より吉林省に移住せんとする朝鮮人に對して、官署の發給せる執照或は護照の所持者に非ざれば、其の入境を許可せざるを要す。猶且つ鮮人の中國に來りたる年月日戸口數等の調査は毎月本省長公署に報告せざる可らず。又鮮人の土地耕種に關しては先づ兩方面即ち地主小作人より各々官署に願出で、許可執照を受領せざれば絶対に其の耕種を許さず、凡そ地主にして竊かに朝鮮人と契約を訂立し、或は土地を賣却するが如きことある可らず。若し朝鮮人に土地を貸與する時は須く證書を立てしめ、其の證書には詳細に畝數及び租借期限等を明記し、以て雙方共之を遵守するに便す。凡そ朝鮮人にして土地を耕作する者は、須く納税の義務を有す。又耕作者にして公共の安全を妨害することあるを得ず。若し水溝を掘ると雖も須く地方警察の指揮を受け、任意に之を爲すことを許さず。その他朝鮮農民が自衛に藉口して槍械を購入存置し或は私かに學校を設立し又違禁物品の販賣は嚴重に禁止すべし。宜しく各該縣知事は前掲各事項に亙り務めて詳細なる調査を遂げ、而して之に相當の制限を加へ、切切遵行し疏誤あるべからず。此に令す。

延吉道尹の鮮人逮捕に關する暴令(同年十二月延吉道尹發令—間島全警察機關受令) 延吉道尹章啓槐は間島全警察機關に對し内容左の如き暴令を發した。爾今日本官憲が歸化鮮人の犯罪者を逮捕したる時、又は之を逮捕せんと

する場合は、武力を以てしても被逮捕者を奪取し、日本側の法權發動を極力阻止すべし。此の使命を果したるものは優遇拔擢す。」

朝鮮人の間島地方擾亂取締に関する密電(昭和四年三月九日、東北邊防軍司令長官發令—吉林官憲接受)

現今日本は吉會線問題に就き非常に注意し、各種の畫策をなしつつあるが、近く南滿洲方面より朝鮮人二十名を、間島琿春地方に密派し、該地方を擾亂せしむる計畫なりと云ふ。

之等に関し公安局長及び各縣知事は特に警戒を嚴にすべし。

吉林省の鮮人取締命令(同年四月、吉林省長發令—各縣知事受令) 吉林當局は省内在留の朝鮮人に對し、在來の者には入籍を勸告し、新來者は婉曲に卻けよとの命令を各縣知事に通達した。其の大意は左の如くである。

現在吉林省各縣に在留する鮮人は、其の數頗る多く、中には正業に従事するものもあるが、無職の遊民にして専ら違禁物を販運する者も實に多數である。近來一般朝鮮在留民は赤化に感染し、各地に混入し、到る處で宣傳をなし、又集會結社をなし、暗中盛んに活動して居るが、之等の行爲は殊に地方治安に大なる妨礙となるものである。故に吉林當局は特に各縣に通令し、支那内地に從來在留せる鮮人にして、支那に入籍せざるものは努めて歸化せしめてこれを整理し、偶々新來のものあらば地方警團に於いて婉曲に拒却し、逗留せしめざることとし、以て隱患を絶つこととせよ。又從來在留せる者にして已に入籍せる者に就いても、隨時查察し、弊害豫防に意を用るよ。集會結社に至つては、最も事件を生じ易ければ、各縣知事に於て責任を以て警團をして隨時偵査せしめ、嚴重に之を取締り、

治安を保持し、意外の事故なからしめよ。云々。

奉天當局の鮮人取締規定(同年四月、奉天省政府主席發令—各縣長受令) 奉天支那當局は、四月初旬、不良鮮人取締の爲めと稱し、左記規定を制定したが、時節柄その實施に就き、各方面から非常に注視せられた。

- 一、新に朝鮮より來住せる鮮人に對しては、その身元を詳細に調査すること。
- 二、新に朝鮮より來住せる鮮人に對しては、その職業の有無を詳細に調査すること。
- 三、朝鮮より來住せる鮮人中には、多數の不良分子介在せるを以て、是等不逞の徒の潜入の有無に對し、詳細に調査すること。
- 四、鮮人の戸數及び家族數、並びに鮮人の移動につき十分監視すること。
- 五、來住鮮人中不良の分子を發見せる際は、直に逮捕して報告すること。

時局に関する吉林の鮮人取締令(同年八月、吉林省政府主席發令—各縣長受令) 吉林省政府は、露支の紛争益々繁く、時局愈々急なるに鑑み、鮮人取締令を發し、鮮人の暗中飛躍を防止すべく、往復文書並びに彼等の素行等を嚴重取締り、陰謀暴露の際は即座に嚴罰すべしと、八月下旬、管下各縣に通達した。

## 二、歸化に関するもの

在住韓僑に對する取締命令(昭和三年四月九日、吉林省長公署密令—吉長道尹公署接受) 査するに各縣居住の韓僑は、時に集會結社の行爲ありて、事端を醸し易きを以て 地方官は各警團に飭令し、隨時偵査嚴密取締るべし、

已住者は省令を遵照し、指導の上、期限内に入籍せしめ、一面各警團に密輸し、新來者は一律に婉拒し、逗留せしめざることを要す。既に入籍せる者に對しても嚴重偵査し、疎漏なきを期し、以て治安維持に努むべき旨、各所屬縣知事に轉令すべし。云々。

在住鮮人歸化勸誘並びに取扱方に関する訓令(同年四月二十七日、吉林省長公署發令—各縣知事接受) 最近管内に於ける在住鮮人中歸化者の著しく増加を見るに至れるは、我が政策遂行上甚だ欣幸とする所にして、畢竟彼等が我が領土内に居住する以上、日本官憲の統治的干渉を避くると共に、我官憲に信頼して經濟的に生活上の安定を得んとするに外ならず。蓋し在住鮮人の全般的歸化に依り、日本の侵略政策を地方的に阻止し、仍て以て將來生すべき諸般の紛糾問題を未然に防止し得べし。然れども彼等の中には我官憲の歸化勸誘の趣旨徹底せず、歸化後に於ける處遇並びに日本官憲の彼等に對する態度等に就き杞憂を懷き、歸化を躊躇する傾向あるに就いては、此の際各地方長官は常に在住鮮人に接近する機會多き警團郷老等を通じ、前記三點を解説して疑惑を去らしめ、以て衷心我官憲に歸服する様特に配慮せられんことを望む。

- 一、歸化者は朝鮮人民會及び之に類似する各團體と關係を絶ち、且之に對する經費を負擔せしめざる事。
- 二、日本側の經營する金融機關等より負債を爲さしめざる事。
- 三、歸化者の子弟は縣立學校に入學せしむる事。
- 四、歸化者には中國の衣服を着用せしむる事。

五、右各項を遵守せざるものは退去せしむる事。

韓僑入籍法の制定(同年十月、東邊道尹發令—管下各縣知事受令) 東邊道尹署に於ては、管下各縣の在住鮮人にして入籍希望者の日々増加するに鑑み、十月一日、韓僑入籍法大綱規定を設け、各縣知事に頒布した。其の内容は、

- 一、韓僑入籍の制限に對し、
- 一、韓僑入籍者の待遇に對し、
- 一、韓僑入籍者の生活律に對し、
- 一、韓僑入籍者の選舉權に對し、
- 一、韓僑入籍者の訴訟の制限に對し、
- 一、韓僑入籍の法律遵守に對し、

その他韓僑入籍者の細則二十五箇條から成つて居る。

朝鮮人の入籍狀況調査に関する訓令(同年十月三十日、吉林省長公署發令—各縣知事接受)

吉林省長公署は所管各縣居住朝鮮人の入籍期限を民國十七年七月より十二月までと制限命令したるが、省城に於ける韓僑代表尹覺等は、期限延長を請求したる結果、七月より十二月までを第一期とし、十八年一月より六月までを第二期としたるに、現に第一期も目前に迫れるを以て、各縣韓僑代表の歸化勸誘狀況及び入籍者未入籍者の割合並に各縣地方官の督飭方法等に就き其の真相を明瞭にする爲め、十月三十日附各縣知事に對し左記の通令を發したり。因に延吉、和龍、琿春、汪清の四縣は特別關係ある爲め此の内に含まず。

査するに期限を定め、韓僑代表に責任を持たしめて韓僑の入籍を勧誘することに就いては曩に命令を發して今日まで已に數ヶ月を経過せるを以て各該縣の居住鮮人に對する入籍數支那服用の有無等に關し、速かに查明して報告し、以て備査に便すべし、尙未入籍鮮人に對しては各該鮮僑代表を督飭して勸誘に盡力進行せしめ以て全部の歸化を期すべし。右各該縣知事は遵照辦理すべし。此に令す。

非歸化鮮人取締に關する令達(同年十二月、吉林省長公署發令—各縣公署接受) 吉林省內居住鮮人歸化手續期限は十二月末日と定めあるも、現在右手續を了せる者は各縣を通して約二千名に過ぎざるを以て、吉林省長公署第二科に於いては數日前臨時歸化證五千五百枚を印刷し、管下各縣公署に配布し、南北統一後中央政府內務部發行の正式歸化證と交換する條件の下に歸化督勵方を令し、同時に歸化を肯せざる者は相當處分を爲すべく隸下各警察へ令達せしめたりと。

歸化鮮人に公民權附與命令(昭和四年一月、吉林省長代理發令—各縣知事受令) 吉林省長代理誠允氏は、歸化鮮人に對する左記通令を管下各縣知事に發した。

- 一、入籍費は從來三四圓なりしを爾今六七圓に増額する事。
- 二、歸化墾民には公民權を附與し、華民同様の權利義務を與へよ。

國民政府教育部長の歸化強制訓令(同年四月) 國民政府教育部長は四月初旬左記訓令を出したが、之を接受した吉林省長は各道尹を経て各縣知事に轉飭せしめた。

日本は自國に於ける人口の激増と食料品の不足とにより。之が解決策として自國民を朝鮮に移して居る。朝鮮は併合前における諸制度の缺陷により、下級鮮人の疲弊困憊してゐるにも拘らず、一律に自國の法令を施行し、その負擔に堪へざる多額の徵税を實施したるを以て、之等の下級民は郷土に安住するを得ず、衣食を求むる爲め我國境内に移住したるもの既に七十餘萬に達し、その大部分は吉林省東南地方に居住し、今尙陸續移住する現況である。

我官憲に於ても人道に反いて鮮人を驅逐するを得ない。嘗に之を懷柔擁育して我治配下に歸順せしむべきである然るに日本は吉林省東南地方に駐在する日本領事館所在地に鮮人民會、金融部、獸醫、種痘醫等を置く外、國境二里以内の農作物に對し、鮮人の輸入免税をなし、同地在住の鮮人に生活上の便宜を與へて居る。之は日本が眞心から右鮮人を愛撫するに非ずして、専ら鮮人を懷柔使用し、間接的に侵略政策遂行上の先驅者たらしめんとするに外ならず。之が機先を制してその侵略を阻止し、將來この禍根を除去するには、一に我教育制度により彼等在住鮮人を撫育して、中國々民化せしめなければならぬ。我政府が彼等鮮人に對し歸化を強制する所以は即ちこれである。云々。

吉林省長の鮮人歸化強要命令(同年五月、吉林省長發令—各縣知事受令) 豫ねて鮮人の歸化強要を爲しつゝある吉林省長は、延吉道尹を通じ各縣知事に對し、左記命令を發した。

鮮人の歸化するもの漸次多きを加へ來れるは、日本の侵略的政策に一頓挫を生ぜしむるものにして、眞に欣快に



堪へぬ所である。然るに尙彼等鮮人中には、日本の宣傳に迷ひ、歸化を躊躇し居る者も尠からず、各官憲はなるべく鮮人に接近して中國の眞意を告げ、若し歸化の勸告に應ぜざる者は、徐々に放逐せしめ、又歸化者に對しては、左の各項を実施して日本の諸施設を牽制すべし。

- 一、歸化者は朝鮮人居留民會及びこれに類似する各團と速に關係を絶たしむる事。
- 二、日本側の經營する金融機關より負債せしめざる事。
- 三、子弟は縣立學校に入學せしむる事。
- 四、中國の衣服を着用せしむる事。
- 五、右各項を遵守せざる者は退去を命ずべし。

吉林省の歸化鮮人取締令(同年五月、吉林省政府主席發令—各縣長受令) 吉林省にては歸化鮮人に對して歸化の實際上の取締を徹底せしむる爲め、各縣々長に對し、歸化鮮人に關する左の如き命令を發した。

- 一、歸化者は朝鮮人民會及び之に類似する各團體と關係を絶ち、之に對する經費を負擔せしめざる事。
- 二、日本側の經營金融機關より負債を爲さしめざる事。
- 三、歸化者の子弟は縣立學校に入學せしむる事。
- 四、歸化者には支那衣服を着せしむる事。
- 五、以上の各項を嚴守せざるものは之を退去せしむ。

吉林省政府の歸化鮮人に關する密令(同年八月、吉林省政府主席發令—延邊各縣長受令) 吉林省政府は、八月中旬、延邊各縣政府に對し左記内容の密令を發したと。

「歸化入籍鮮人の服裝改革に關しては、三令五申し置きたる所であるが、實地調査報告によれば、遺憾ながら右訓令は毫も徹底し居らず、故に今後は、

- (一) 歸化鮮人にして支那の法令に違反する行爲ある者は、二箇月以上一年以下の懲役に處す。
- (二) 歸化鮮人の子弟は一律に縣立學校の教育を受けしむべし。
- (三) 歸化鮮人の貧困者子弟教育費は、縣政府に於て負擔す。
- (四) 以上各項の違反者は、財産を沒收し、國外に放逐すること。

### 三、土地の耕作及び賣買抵當等に關するもの

鮮人驅逐出境に關する訓令(昭和三年七月十四日、奉天省長公署發令—東邊道尹公署接受) 東邊各縣鮮人の居住する者多く土地を租用して耕作す、中には期に至るも地價を納付せず、端を籍りて交渉問題を惹起するもの多し、今後鮮人の土地租用者に對しては、契約期間満了と共に該土地を返還せしめ驅逐出境せしむると同時に警察をして鮮人一切の行動を視察せしめ、其の情況を時々報告すべし。

鮮人の土地耕作取締りに關する訓令(同年七月三十日、奉天省長公署發令—各縣知事接受)

近時鮮人の我が東省に居住して水稻を耕作するもの漸次増加し、之が爲め往々糾葛を惹起すること少からず、今

後此の種鮮人の土地を耕作せんとするものに對しては、地主に於いて之を租賃するを許さず、總て雇傭契約により契約を訂立して縣署に報告すべし。其の居住する家屋も又地主に於いて代つて租賃し、壇まに租賃するを許さず、且之等契約を訂立するは居住證書を有するを條件とすべし、各該縣知事遵奉各區長に命令して遵服せしむべし。

修正奉天省居住鮮人私墾土地賣買抵當清查及本項土地處分規程(同年八月廿八日、奉天省長訓令 東邊道尹接受)

一、凡そ民國四年中日訂約以前に於て奉天省各縣に居住する朝鮮人にして土地を私墾し、賣買質又は抵當せるものあれば其の情況を調査し、其の處分方法につき本規程を適用す。

二、各縣居住鮮人の私墾購買質又は抵當の土地調査の際は分類して簿冊に記入すべし。

簿冊の様式は別表の定むる所に依る。

三、各縣居住鮮人の私墾購買質又は抵當の土地調査の際、若し左記各項に該當するものあれば、期限を定めて登記をなし、其の所有權或は質權抵當權を承認することを得。

- (1) 己に中國の國籍に入り歸化證明を有するもの。
- (2) 未だ歸化證明を有せざるも己に正式に出願して行政官廳の許可を受けたるもの。
- (3) 國籍法第二章第四條第八條の資格を具備し、臨時歸化を申請したるもの。
- (4) 各縣地方官廳に居住鮮人の私墾購買質又は抵當の土地處分に付第三條記載の事項ある時は、税驗の有無を論ぜず左記辦法に依り處理す。

(一) 居住鮮人私墾の土地にして國有荒地承墾條例施行前のものなる時は、地方官より其の反別を調査して當分該小作を許可す。小作人は小作年限に依り租税を納付すべし。

本項の小作人は移轉するを得ず。若し該小作人死亡絶家したるときは其の土地は管轄地方官より調査し國有に歸屬す。

(二) 居住鮮人が違法に土地を購買し、違法に土地を私墾し、或は官署に偽報して給墾せられたる土地は、其の契約を取消し改めて部定商租地畝須知辦法に依り處理す。

質又は抵當の土地所有者中國人にして期限に依り回收すべきもの無力の爲め回收不能又は期限を逾へ二十年を經過したるもの亦改めて部定商租地畝須知辦法に依り處理す。

四、中國人民にして地券又は土地を朝鮮人に質又は抵當としたるものは、期限を定めて回收せしめ、期限を逾へて回收せざるものは地方官代つて特賣に附し、債務者に償還す。

前項第三款第四款の土地が居住鮮人の質又は抵當に依る時は、本條第一款第三款の規定に依り處理す。

五、凡そ居住鮮人の所有する契約は、税驗の有無を論ぜず其の契約書面に左記事項の一あるものは、均しく前條第二款的辦法に依り處理す。

(1) 購地人の姓名原籍住所の記載不完全なるもの。

(2) 購地人國籍法の手續に依り入籍手續なく中國國籍に記入せるもの。

- (3) 購地人中國人の姓名に類似し判明し難きもの。
  - (4) 原主賣却後中國人逃走失踪等に依り姓名不明瞭者より讓受又は賣買したるもの。
  - (5) 各地方の土地賣買に依る習慣上の證憑不完全なるもの。
  - (6) 其の不正の行爲に依り取得したるもの。
- 六、第四條第一款及び第二款に依り處分したる土地は官産に編入し、地方官より經理す。第三款に依り處分したるものは其の所有權は出典人に歸屬す。
- 七、第四條第二款第三款に依り改めて商租辦法に依り附近の地價に依り調査し、毎年納付すべき額を定め、受附の質又は抵當購買地價内より年毎に控除す。控除の年月は地方官處分決定の年月より起算し、以前耕種の年月は免除す。
- 八、本項土地購買の居住鮮人は各縣地方官より情況を斟酌し、其の地價控清後二十五年以内、其の租税を免するこ

とを得。

九、本規定は公布の日より施行す

民國十一、十二年間改定の居住鮮人開墾の熟地は期限一年を以て滿期とす。

審査するに我が奉省招佃韓僑章程の設あるや、特別注意すべきものは招佃と商租の別なく、特筆大書通令實行すべきものは實に外人の藉口を防ぎ、以て糾葛を免るにあり。先きの招佃韓僑規則第十條に荒地を開墾するものは三

年を以て限度とすると記載せり。安東縣三道溝頭住民王治文の國土盜押事件の如き發生以來、安東縣關知事在任當時より情理辦法を定め、安東縣に開墾すべき荒地なく、遂に鮮人の熟地小作期間を改め、一ヶ年を以て滿期とせり。當時已に各縣に通令し、之れ此に居住鮮人を熟地小作年限を一ヶ年に改めたる始末なり。

左記法令参照

- 一、日鮮人土地家屋賃借取扱規定（民國十二年）
- 一、鮮人入籍證明發給辦法
- 一、新遼韓僑辦法（民國十六年）
- 一、鮮人入籍限期辦法（民國十六年）
- 一、本國人の不動産を以て外債の質又は抵當となすを嚴禁すべき規則。

歸化鮮人の土地購入制限に関する密令（昭和四年二月中旬、吉林省政府發令—各縣知事接受）

客年來日本側が秘密裡に歸化鮮人を買収し、南滿各縣に於いて支那人より土地を買収せしめ、以て侵略政策の歩武を進めんとし居る旨の報告に接したる張作相司令は、國土の擁護並びに外交問題の發生を防止する爲め嚴重取締の要ありとし、之が對策講究方を命令したる處、省政府は曩に歸化鮮人は支那人と同等の權利を享有すべき旨の通令を發し居るに隨ひ、本件は慎重講究の要ありとし、爾來研究を重ね居りたる處、最近左記の如き草案を得密令として各縣に通達した。

凡そ歸化鮮人が土地を購入せんとする時は、先づ管轄警團に右の旨を報告すべし。管轄警團は警官を派し、契約に立會はしむると共に「購入土地は確實に自己耕作とし、將來外人又は未入籍鮮人に轉賣せざる」旨の契約書を

提出せしめたる上、保證人を立てしむるを要す。又歸化鮮人の既に土地を所有し居る者に對しては、各縣に於いて之を查明し、隨時警團をして外人又は未入籍鮮人に轉賣し居らざるや否やを査察せしむべし。

凡そ支那人が土地を歸化鮮人に抵當に差入れ、又は賣渡さんとする時は買主をして前記保證書を提出せしむると共に警區に報告すべし。之に違反する時は契約を結び金銭の授受完了後と雖之を無効とす。

凡そ歸化鮮人が巨額の日本金を以て土地を購入せんとする時は警團は其の金銭の出所を訊問することを得。

其の出所を詳細明示すること能はざる時は上司に報告處置を仰ぐべし。

當該地方官及び警團が本件を處置する場合は慎重事に當り、苟も他方面(日本側を指す)の注意を惹起し紛擾を生せしむることなきを要す。

鮮人に對する借地回收令(同年二月中旬、奉天省政府發令—各縣知事接受)

從來農民は小利を貪らん爲め自己の良田を鮮人に貸與へ永久に禍根を貽さんとしつゝあるが、元來鮮人の進出は日本の殖民政策に據れるものにして且つ日本に民食を供給せんとする目的に出でしものなり。

今や南北統一國を擧げて排日排貨を斷行しつゝある際。本政府は南京政府の指令に依り、今後各縣下に於ける鮮農耕作の水田は悉く回收する豫定なり。其の方法は二月より向ふ三ヶ月間内を期限とし回收する事。但し三月以前に於いて鮮人に借地したる水田は止むを得ざるも、二月以後に於ける分は全部解約し、之に依つて生ずる損害賠償は各管轄縣より支出負擔すること。尙奉天省に於て水田を有する縣は三十七縣あり本政府は右一縣宛に對し、奉天

票五百萬元を與ふるにより直に回收に着手すべし。

鮮農調査に關する訓令(同年二月十八日、奉天省政府發令—安東市政籌備處長接受)

鮮人にして東三省に移住し水田開墾に従事するもの逐年増加の傾向にあるが、之等は毎年小作料決定に際し、中國人地主と紛擾を醸すを常とせり。本年も今に開墾期を控へたるを以て之等支鮮人間の係争を防止すべく努力すると共に豫め左記事項を調査すべく各縣に轉飭せられ度し。

一、鮮農毎戸の來住月日

二、小作地の所有者、小作料、面積、小作年限

歸化鮮人の土地買収取締に關する密令(同年三月上旬、奉天交渉總署發令—吉林交渉署接受)

日本政府は最近多數の人員を奉天省に派遣し來り、遊歴に名を藉りて省内各縣に潛入し、窃かに歸化鮮人を利用して、土地家屋を買収せしめ居れるが、右は侵略的計畫を遂行するものと認めらるゝに付き、嚴重取締の要ある旨開原縣知事より報告ありたるにより各縣知事に對し右嚴重査防方管下警察に密令せしむると共に歸化鮮人の土地家屋買収に對し相當の制限辦法講究方を密令したるも、本件は各交渉員にも轉報あり度き旨奉天政府の密令に接したるが、査するに日本人が中國の土地家屋を買収し爲めに問題を發生したること鮮なからざる爲め、從來中國人の日本人に土地賣却方を嚴禁し居る次第なれども右省政府密令の次第は吉黑兩省とも關係あるに就き茲に通報するを以て管下各縣知事に査防方轉飭あり度し。

鮮人土地購入偵査に関する密令(同年三月十四日、吉林省政府發令—敦化縣政府接受)

近年來鮮人の來省開墾に従事するもの激増したる爲め、時に外交問題を惹起せることあるに顧み、前省長公署に於いては協議の結果、鮮人制限取辦辦法を擬定したるも種々の事情の爲め徹底的實行を見るに至らざりし次第なるが、日支交渉行惱みの今日、鮮人に對しては特に注意の要あり。本省政府が前省長公署より引續きたる文書中本件に關する調査員の報告を見るに、日本人は巨資を投じ不逞鮮人をして土地を購入せしめ、以て其の侵略手段を實行しつゝあるやにて、敦化縣一帶は殊に甚しき趣なれば、之を放任し置かんか遂には土地の主權を喪失すると共に將來外交上の紛糾を惹起する虞あるに付前省長公署に於ては嚴重查防方並びに之が狀況報告方を同縣に布令したる處數ヶ月を経る今日尙何等復命に接せず。就いては前回及び今回の命令の趣旨を體し、縣内居住人の職業並びに行動を詳細偵査方を密令し、若し確證ある際は前記制限取締辦法に依り嚴重取締るは勿論、調査狀況は隨時遲滯なく報告すべし。

鮮農制限に関する訓令(同年三月三十一日、遼寧省農墾廳長發令—管下地方長官接受)

遼寧省農墾廳訓令第七九四號(各水利局に令す)

遼寧省の土地は肥沃にして氣候溫和なり、農作物に對しては適合せざるなく、誠に天然の農業區なり、大豆の産額數量品質は世界に冠たり。高粱、玉蜀黍等は東省一般人の均しく植付けを欲する處なり。惟ふに稻作に對しては提倡處理せしめたりと雖、尙發展せず。此れ人民が積習に謬り改進能くせざりしと雖亦官府の提倡努力せざる

を以てなり。之を此の儘とし整理せざれば即ち稻田の前途日に退歩す。本廳は現在の狀況を酌量し特に全省水田整理計劃を各局に頒發し各勸導する處あり。以て群起趨重に便せんとす。呈報及び分行したる外、速に整理計劃條例一分を檢送す。該局は奉命遵照し切實に倡導し、茲に民戸に告知知照すべきなり。此に令す。

中華民國十八年三月三十一日 廳長 劉 鶴 齡

全省水田整理計劃

遼寧省は土質肥沃氣候溫和にして誠に天然の農業區域なり。大豆の産額數量品質等は世界に冠たり。而して人民亦均しく種植に楽しむ。其の他の産出品は高粱、玉蜀黍等亦何れも甚多し。惟ふに稻作に對しては提倡處理したりと雖尙發展せず。此れ人民の積習に謬りたるに依ると雖亦官府提倡の努力せざるものなり。茲に現在の情況に付整理辦法を提議し。人民をして勸惑する處あらしめ、群起趨重せしめんとす。妥當なりや否や閱覽の上許可せられたし。

記

- 一、稻田擴充辦法(略)
- 二、稻田清丈實行(同)
- 三、早魃病蟲等の害を豫防する方法(同)
- 四、選種の實行(同)
- 五、縣に令して協助進行す(同)

六、巡察員の積弊剔除（同）

七、種稻獎勵辦法（同）

八、朝鮮人使用制限

本省各縣の種稻は多く朝鮮人を雇用し、利權外溢する干係尙淺く、國權を損失し害を貽すや誠に深し。歷年會て法を設けて制限したるも效果甚た少なし、本年より各局に令し、詳密に某家は朝鮮人何名を雇用し居るやを調査し、單に雇用するや將た貸付けて小作さするものなりや各村長より證明書を認め期限を定めて報告せしめ、以て調査及び辦法を定むるに資し、並びに完全に國人自作種田戸數及び畝數を詳細調査し、以て分別獎勵に便す。各局長の職權責任ある處假借するなし。若し能く確實に國人自作を提倡したるときは、本廳は得たる處の成績を以て各局長の考査を定むべし。

以上の各項は皆本省現在の情況に依りて整頓せんとする辦法なり。若し大いに擴充せんと欲せば別に定むる計畫を俟つ。

在滿鮮人排斥密令（同年四月、東北邊防軍司令長官發令—三省主席—各地方官憲受令） 東三省政府は、四月上旬、各地方官憲に對し、鮮人排斥の密令を發したと云はれる。其の理由は、日本が吉會線の完成を期し、更に支那に歸化せる鮮人を通じて土地を買占め、吉敦沿線を第二の間島たらしめんとしつゝあるが爲めであると云ふ。而して此の鮮人排斥運動は、日本の對滿蒙交渉の開始と共に、全滿的に擴大せらるべきものと見られて居る。

吉林省で鮮農の使傭を禁止（同年六月、吉林省政府農鑛廳長發令—各縣長受令） 吉林省政府農鑛廳は水田耕作に關する左記訓令を發し、鮮農の使傭を禁止した。

從來東三省各地に於ける我が中國人地主は、水田耕作に韓人を雇入れし爲め、往々紛糾を起し、日本側をして我が中國の主權を侵略せしむる結果を招來せるにつき、爾今水田經營者は、必ず中國人を雇入れて之に従事せしむるやう官憲より干涉すべし。

吉林當局の稻田管理章程制定（同年七月、吉林省政府制定—各縣政府に通達） 近年滿洲に於ける水稻作の有望なることが支那人間に頻りに宣傳せられし結果、吉林省延邊地方に於ては、支那人地主が朝鮮人を雇用して水田耕作を爲す者尠らず、又吉林縣南部の支那人にして自ら畚を試作して良好なる成績を擧ぐるものあり、爲めに吉林省の水田經營は鮮人の獨占事業では無くなつた譯である。即ち最近延、琿、和、汪四縣の支那有力者は、資本金十萬元の延邊水利有限公司の組織許可を吉林省政府建設廳に請願した事實もある。之は水利といふも其の實は大々的に水田事業を起さんと計畫し居るもので、此の種の會社設立に對し、多大の注意が拂はれて居るが、一面吉林省政府建設廳に於ては、水利灌溉墾荒移民事業に着目し、孫廳長は省政府委員の同意を得て、建設廳管理稻田水利暫行章程二十三條を擬定し、七月三日、第三十三回省政府委員會に諮り、討論の結果、滿場一致之を通過し、近く省政府より公布實施せらるゝ筈。該章程の要點は。

一、省内適當なる地點に稻田試驗場を設け、各縣より練習員を選定入場せしむ。

- 二、各縣に於ける既墾未墾の稻田狀況及び稻作成績を調査せしむ。
  - 三、稻田耕作は本國人に限る。但し大規模の經營者に限り外國人の技師を雇用することを得。
  - 四、水利保護費として稻田一畝につき大洋一角を徴收す。
- といふに在りて、本章程が完全に施行せらるゝ時は朝鮮人の稻田事業に尠からぬ脅威を齎らすは明かだ、これ亦鮮農壓迫の一新手段である。

開原縣政府の鮮農排斥命令(同年八月、開原縣長發令—縣下各公安局長受令) 八月九日、開原縣長李毅は、縣下各公安局長を縣政府に召集し、鮮農排斥に關し、左記命令を發したと。

『本年七月及び八月中に於ける水害の爲め、縣内各地に居住する鮮農は、全部失職乞食に等しき生活を爲し、續々他に移轉せんとしつゝあるを以て、此の際、機を逸せず積極的に追放を計り、再び居住を許さず、尙生活に窮する彼等如何なる行動に出つるも計り難きを以て、嚴重取締を勵行すべし』

東北政務委員會の國土盜賣暫行條例(同年八月、東北政務委員會訓令—吉林省政府受令) 吉林省政府は、八月中旬、東北政務委員會より。

『近來管下の人民にして外人と結托し、直接間接の方法を以て、土地を賣却又は抵當とするもの續出する模様なるが、右の如き不法行爲をなすものは、盜賣國土暫行條例に依つて嚴重に處分せよ』

との訓令に接したとのことである。右條例中の罰則は極めて苛酷にして、主犯は處するに死刑又は無期徒刑を以て

し、其他紹介人、連署人、保證人、代筆人より甚しきは隣地の地主にまで多少の刑罰を科することになつて居る。

猶省政府では此の一般的訓令の傳達のみにては、鮮人が之等の行爲をなす場合を取締るに足らずとなし、一面鮮人入籍費の減額を取消すと共に、他の一面に於ては、土地が鮮人の手を経て、日本人に轉賣せらるゝことを、特に注意して取締るべしとの秘密訓令を、鮮人の密集區域たる延吉、瑯春、和龍、汪清、東寧、饒河、虎林、額穆、敦化、密山の諸縣に通達した、該命令文の大意は左の如くである。

『吉林省政府は邊荒を開墾し、遠人を懷柔する趣旨と朝鮮人の多くが貧困なるとに鑑み、入籍費一名に付吉林大洋三十元を納付すべき規定なるを、特に二元四角に輕減し居たるに、此の負擔の輕減は却て流弊を生じ、近來各縣よりの報告によれば、入籍せる鮮人中時に歸化の名を利用して國土を買收し、之を日本人に轉賣するものあり、又表面入籍して其の實依然日本領事館の管轄を受け、日本資本家よりの出資の下に國土を買收するものも尠からずと聞が、若し之を嚴重に取締らざれば、之に依つて種々紛糾を生じ、國權の喪失をも來す恐れあるにつき、鮮人入籍優待辦法は即日之を取消し、今後一般の入籍出願鮮人よりは、規定通りの三十元を徴收し、且つ中國の法律を遵守し、日人と結托して不法行爲をなさざる點についての保證人を附せしむることとし、若し之に違反せる鮮人あらば、怠りなく摘發して、國土盜賣に關する罰則を適用せよ。云々』

開原縣政府の水害鮮人驅逐策(同年九月、開原縣長發令—管下鮮人居住部落村長地主受令) 開原縣政府は、過般の水害により水田經營の朝鮮人が困窮に陥り、他地方に移住を企つる者あるを奇貨とし、此の際縣下居住の鮮人を

一掃する目的の下に、鮮人居住の各部落村長及地主に對し、九月一日、左記命令を發したと。  
 『水害の爲め他に移住したる鮮人は絶體に復歸居住を許さず、且つ來年度よりは鮮人に耕作地を貸與すべからず』  
 尙村長に對しては、鮮人の驅逐に關しては、極めて秘密に取扱ひ、外交問題を惹起せぬ様注意すべしと附言したと云はれる。

延吉鮮人土地買収取締密令(同年九月、吉林省政府發令—延吉市政處長受令) 吉林省政府は、延吉在住鮮人より「李彥碩、安昌等二十餘名は純然たる日本人の走狗にして、彼等は孰れも歸化人の名義を利用し、日本人に代つて土地を買収しつゝあり、巧に支那官憲の監視を避けて居る。斯くては支那土地權の喪失となり、又後日の紛糾を發生せしむる虞れがある」との密告を受け、之が嚴重取調方を九月六日、延吉市政處長張書翰に密令したと。

#### 四 其他各種の法令

鮮農水利捐徵收命令(昭和二年四月二十八日、吉林省長公署發令—吉長道尹公署接受)

各省居住の鮮僑にて水田耕種者より捐税を酌徵すべしとの外交部令につき、本公署は鮮僑の耕種する水田に對し、一响に付大洋五角を水利捐として徵收することに定めたるに付、該道尹は此の旨各縣知事に轉飭し遵照せしむべし。云々

行政區劃の改正と鮮人社長廢止に關する訓令(同年五月中旬、延吉道尹發令—和龍縣知事接受)

一、現在縣下各社長の過半数は鮮人を以て宛てたる關係上、第一土地賣買の取扱其他地方行政務整理の滯滞等不

滿の點枚舉に違あらざるなり。第二には近來在滿鮮人は日本滿蒙侵略の先鋒となり、中國領内に於いて各種團體を組織し、或は韓匪等蠢動し、直接間接に悪影響を及ぼすこと甚大なるを以て、此の弊を一掃する爲め、本年七月末迄に從來和龍縣下十四社を四社に改正し、社長は中國人を以て充て、社の狀況に依り副社長として鮮人を充つることを得ることとせり。

二、和龍縣十四社を左の通り合社し四社に改む

- (1) 崇善、德化、合化、三社を合して一社とす
- (2) 智新、勇新、德新、四對、四白、四茂の六社を合して一社とす
- (3) 三開、四光、月新、晴霞の四社を合して一社とす
- (4) 明新社を一社とす。

鮮人取締に關する通令(昭和四年四月上旬、遼寧公安總局發令—各縣公安局接受)

- 一、新に朝鮮より來住せる鮮人に對しては、其の身元を詳細に調査する事。
- 二、新に朝鮮より來住せる鮮人の職業の有無を詳細に調査する事。
- 三、新に朝鮮より來住せる鮮人中には多數の不良分子介在せるを以て之等不逞の徒の潜入の有無に對し詳細に調査する事。
- 四、鮮人新來の戸主家族の人数、鮮人來住の移動に對し嚴秘に監察する事。



五、來住鮮人中に不良分子發見の際は直に逮捕の上報告する事。

移住鮮人取締訓令(同年四月十九日、遼寧省政府發令—安東縣政府接受)

日本の滿蒙積極政策は中外の均しく認むる所なるが、其の裏面の具體的策動に至つては、容易に探知し得ざる現狀にありたり。然るに四月十日、通化縣黨務委員會より次きの如き報告あり、之に依れば日本は移住鮮人を利用して滿蒙侵略の先驅となすべく畫策中なること明瞭なり。依つて將來鮮人の入境に關しては一層取締を嚴重にし、又既往移住の鮮人に對しては漸次之に壓迫を加へ、以て日本の侵略を未然に防止すべきことを茲に令す。

通化縣黨務委員會の報告書は左の如し。

韓人李本山・金光玉、安義順、金秀媛等の報告に依れば、「日本政府は滿蒙侵略の第一手段として多數鮮人を滿蒙に移住せしめ、第二手段として該鮮人を中國に歸化せしむべく目下其の實現を畫策中なるが、第三の手段としては此の歸化鮮人を利用して滿蒙を攪亂し、其の機に乗じて侵略を恣にするものなり」と。

吉林省の鮮人學校強制閉鎖訓令(同年七月、吉林省政府教育廳長發令—各縣教育局長受令) 七月十四日附、吉林省政府教育廳長王莘林は、管下各縣當事者に對し、鮮人經營の私立學校及び書房に對し強制閉鎖を命ずる訓令を發した。

「韓僑の子弟に對し、我政府にては、本國民同様に我が教育機關に入學を許し、教育を普及し、向上發展の道程を與へしこと既に二十有餘年を経たるが、亦一面に於て之に反對したる縣に於て、私立學校を増設し、我が教育施

設に反對を試むる傾向あり。其の内容を査察するに、日本帝國主義の教育的侵略政策の補助を受け、之が前衛機關として設置せらるゝもの尠からず。現下我が國狀は新興の過渡期にあるを以て、外的侵略を排撃し、自主權恢復に努力中なるが故に、如斯外的侵略媒介機關なるべき私立學校は、絶対に廢止封鎖すべく、向ふ二ヶ月以内に各管内に於て、我が教育機關に在學中の韓僑學生及び其の他解散又は官公立に編入することを肯んせざる私立學校の學生數及び韓僑の戸數人口數を迅速且つ確實に調査報告せらるべし」

昭和四年十月二十八日印刷  
昭和四年十月三十一日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課

編輯兼發行人 佐田弘治郎

大連市大江町二番地

印刷人 荒木猪象

大連市大江町二番地

印刷所 合資會社 日清印刷所

發行所 南滿洲鐵道株式會社

終

